

令和3年5月28日

「仙台市健康福祉局長による精神科病院実地指導の結果について」

東北福祉大学せんだんホスピタル
病院長 西尾 雅明

1 実地指導の対象事案の概要

本年4月、当院入院中の患者様が外出から戻った際、院内で帰棟を逡巡していたところ、病棟看護師が医師の指示によらず、当該患者の身体に直接手をかけ行動の自由を制限し、帰棟させるという事案が発生しました。

2 実地指導の結果

4月27日、仙台市健康福祉局長により本事案について精神科病院実地指導が行われ、5月28日、実地指導の結果の通知を受け取りました。

実地指導の結果、本事案については、患者様の病棟への自由な出入りが制限された点において、開放処遇が一時制限されたこととなり、この制限が医師の判断に基づいていないこと、また、制限の手法も患者様の身体に手をかけ行動の自由を直接封じるといった必要性がない制限の大きいものであったこと、の2点から不適切な対応が行われたものと判断されました。

また、こうした事案が発生しないようにするために準備されていた管理運営上の手順が適時に機能しなかったことについては、十分な検証を踏まえて更なる改善を行う必要があると判断されました。

以上を踏まえ、不適切な対応が再度発生することのないよう具体的な改善方法とその実施状況（予定）について詳細に回答するようにご指導を受けました。

3 当院の対応について

当院は、本事案が発生した当初より、当該看護師の対応が不適切な行為であると判断し、当該看護師に対し、本事案のような行為を二度と行わないよう反省を求め、今後このようなことがないように厳重に注意いたしました。

今般、実地指導の結果の通知を受け取り、改めて本事案が不適切なものであると判断されたことを厳粛に受け止めるとともに、本事案により患者様に不快な思いをさせてしまったこと、また、患者様のご家族にご心配をお掛けしたことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

現在、当院は、再発防止に向け、院内ワーキングチームを設置し、原因究明と再発防止策を検討しているところであります。具体的な再発防止策が策定できましたら、仙台市健康福祉局長にご報告する予定です。

改めまして、当該患者様とそのご家族様には、不快な思いをさせてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。また、当院をご利用されている患者様やそのご家族様にも、ご心配をお掛けすることになりましたことをお詫び申し上げます。

以上